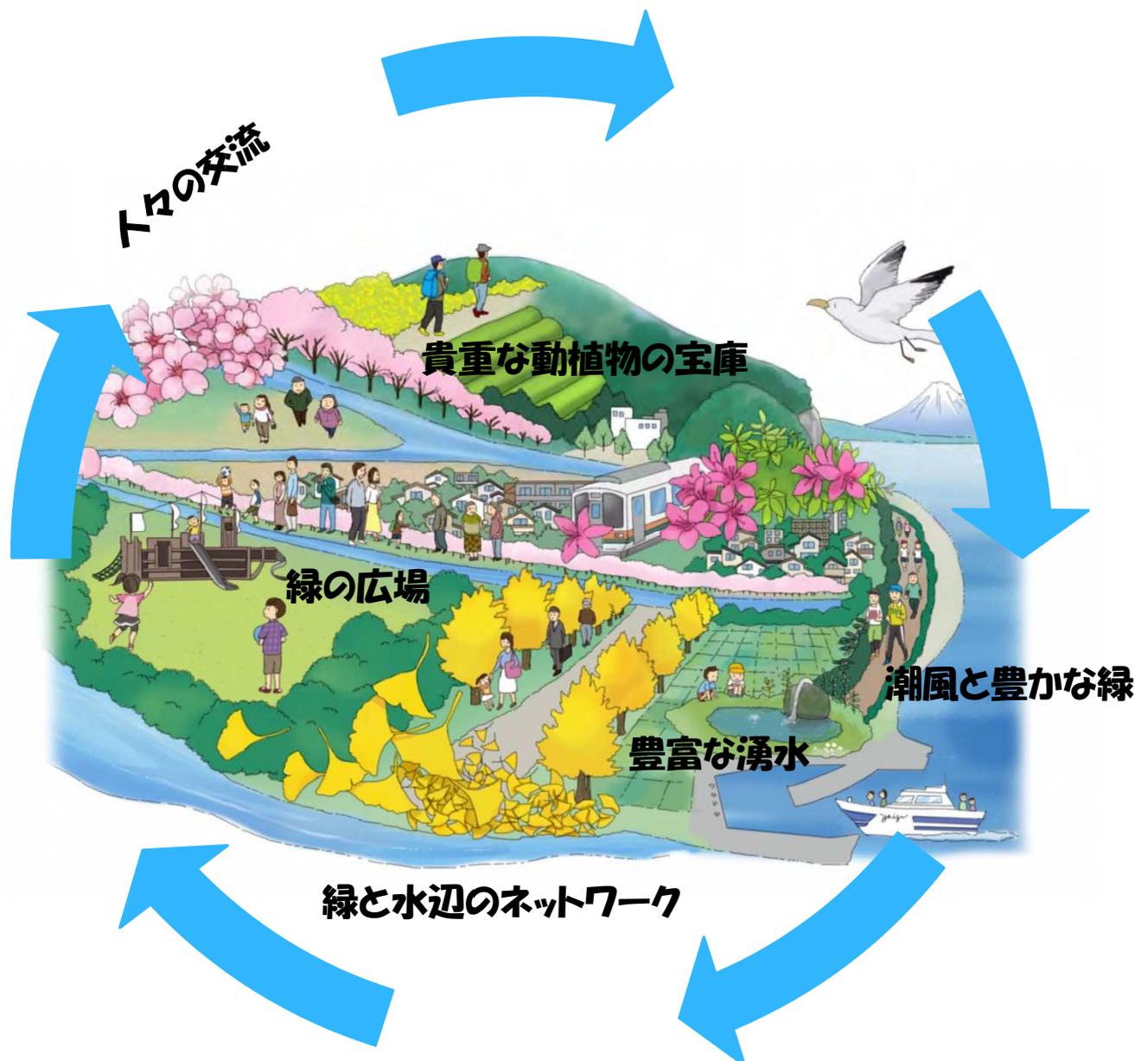


## 5章 緑と水辺の保全、創出、活用に関する施策

本計画で定める施策は、11の基本施策と32の施策で構成されています。そのなかで、特に重要とする施策を「重点施策」として位置付けしています。

### 重点施策

- ★ 豊富な大井川湧水の保全と活用
- ★ 良好な動植物生息空間の維持と形成
- ★ 駿河湾と伊豆半島を眺望できる「潮風グリーンウォーク」の整備
- ★ 緑の広場と災害時の復旧拠点となる「(仮称)大井川防災広場」の整備
- ★ 「緑と水辺」、「緑化」拠点の情報発信やイベント開催
- ★ 「緑と水辺のネットワーク」による市民及び観光客の回遊促進



## 基本方針1 特徴ある緑を守り活用する

## 基本施策1 – (1) 自然の緑と水辺の保全及び活用

## 施策1 貴重な動植物の生息域である高草山周辺の保全と活用

高草山の周辺は、市街地の背景となっているとともに、「焼津アルプス」として親しまれ、貴重な動植物が生息する良好な緑地として保全し、自然環境を調和した魅力ある環境を創出します。

## 【具体的な取組】

- ・ 保安林の指定継続
- ・ 森林整備計画に基づく森林の保全
- ・ 斜面の耕作放棄地、放置竹林、土砂災害の対策の推進
- ・ 風致地区や緑地保全地域、市民緑地の指定の検討
- ・ 市民との協働による環境保全や歴史に関する調査、管理、活用の推進



高草山

## 施策2 豊富な大井川湧水の保全と活用

★重点施策

湧水は、多様な水生生物の生息環境を形成するとともに、貴重な生活用水、防火用水として活用されており、湧水を活用した公園などは、人々の生活にうるおいと安らぎを与えるなど貴重な地域資源となっているため、地域の協力を得ながら、保全整備を図り、湧水の魅力に関するPRや散策路の確保により、市民の交流を促進します。

## 【具体的な取組】

- ・ 大井川地域における新たな親水公園整備の検討
- ・ 湧水を活かした散策ルートの設定、案内サインの整備、マップ作成
- ・ 地域住民やNPOなどと連携した保全活動の推進



吉永コミュニティパーク



地域の自噴井戸

### 施策3 良好な動植物生息空間の維持と形成

★重点施策

栃山川自然生態観察公園や大井川河口野鳥園、中小河川など、貴重な小動物が生息する緑地においては、施設の適切な維持管理を進めるとともに、市民団体との協働により、自然環境の保全を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ・ 栃山川自然生態観察公園などの親水施設の維持管理
- ・ 生物多様性地域戦略の検討
- ・ 河川の水質の維持及び生物多様性の保全
- ・ 外来生物の防除実施や処分の検討
- ・ 環境に配慮した多自然川づくりの推進

※多自然川づくり…河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理。



栃山川自然生態観察公園

#### ●絶滅の可能性のある動植物

市内では、ミナミメダカをはじめ静岡県版レッドリスト掲載の189種(植物68種、動物121種)が確認されています。その内、34種が絶滅の危機に瀕している種(絶滅危惧Ⅰ類)として位置付けされています。

※レッドリスト：絶滅に瀕している野生生物の種を段階ごとに区分したリスト



ミナミメダカ (絶滅危惧Ⅰ類)

#### ●生態系を脅かす外来生物

「外来生物」とは、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指し、現在分かっているだけでも2,000種以上の外来生物が日本に生育・生息しています。本市では、外来生物として313種(植物273種、動物40種)の記録があり、そのうち特定外来生物としてはアレウチリ、オオキンケイギク、オオクチバス、ブルーギル、ウシガエルなど8種(植物4種、動物4種)が確認されています。

※特定外来種：外来生物の内、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れのある生物(市域、栽培、保管・運搬、輸入、野外への放出などが原則禁止されている。)



オオキンケイギク



ウシガエル

## 施策 4 松のある美しい海岸の保全

ごみのないきれいな海岸や松林を、本市の緑と水辺のベルトを構成する貴重な緑地として保全します。

### 【具体的な取組】

- ・ 市民・行政の協働による海岸清掃
- ・ 海岸養浜事業の実施
- ・ 海岸防災林の保全
- ・ 松林内の遊歩道の維持管理



海岸清掃



吉永遊歩道

## 基本施策 1 – (2) 歴史・文化的緑の保全及び活用

### 施策 5 花沢の里周辺の歴史・文化と調和する緑の保全と活用

伝統的建造物群保存地区である、花沢の里の集落を取り囲む緑地を保全し、趣のある街並みと自然が調和する環境や景観を継承し、観光客の緑との交流の場、歴史文化の触れ合いの場として活用します。

### 【具体的な取組】

- ・ 伝統的建造物群保存地区及び周囲の緑地の保全
- ・ 市民などの協力による適切な維持管理



花沢の里

## 施策 6 指定天然記念物と保存樹などの名木の保全

美観に優れた樹木、地域の歴史や文化を伝える樹木などは、次世代に引き継ぐ緑として保全します。

### 【具体的な取組】

- ・ 指定文化財（天然記念物）の指定継続
- ・ みどりを育てる条例に基づく保存樹、保存樹林の指定継続及び、新規指定箇所の検討



## 施策 7 社寺境内地の保全と活用

市街地のまとまった緑として社寺林を保全するとともに、社寺境内地の緑地を日常生活の住民交流や憩いの場として有効に活用します。

### 【具体的な取組】

- ・ 景観重要樹木の指定（景観法）や特別緑地保全地区の指定（都市緑地法）の検討
- ・ 公園不足地域における境内地の公園としての活用の検討

※特別緑地保全制度（地区）…都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度（地区）。

## 基本施策1-(3) 農地の保全と活用

### 施策8 優良農地の保全と活用

市街化調整区域の一団の水田や畑については、農業の生産基盤や良好な緑地として保全・活用するため、農業の振興、地産地消や食育の推進、農業体験事業の実施などにより、営農者の意欲を高めるとともに、市民の農業への理解を高めます。

#### 【具体的な取組】

- ・ 農業振興地域整備計画の管理
- ・ 地産地消や食育の推進
- ・ 地場農産物を活かした観光交流の促進



### 施策9 ファミリー農園の活用による農業・農地に対する意識向上

ファミリー農園（市民農園）について、既存施設の利用促進、新規開設の相談対応により、レクリエーションや子どもの学習の場として遊休農地の活用を促し、市民の農業や農地に対する意識の向上を図ります。

#### 【具体的な取組】

- ・ ファミリー農園の情報発信
- ・ 個人や民間事業者によるファミリー農園開設のための相談



### 施策10 遊休農地の解消と活用促進

地域団体による遊休農地での景観形成作物や緑肥作物の栽培、民間事業者の農業参入などを支援し、多様な担い手による有休農地の有効活用を促進します。

#### 【具体的な取組】

- ・ 地域団体による遊休農地の活用の情報発信
- ・ 民間事業者による遊休農地の活用の促進



遊休農地でのイグサの栽培

基本方針2 緑あふれるまちづくりを進める

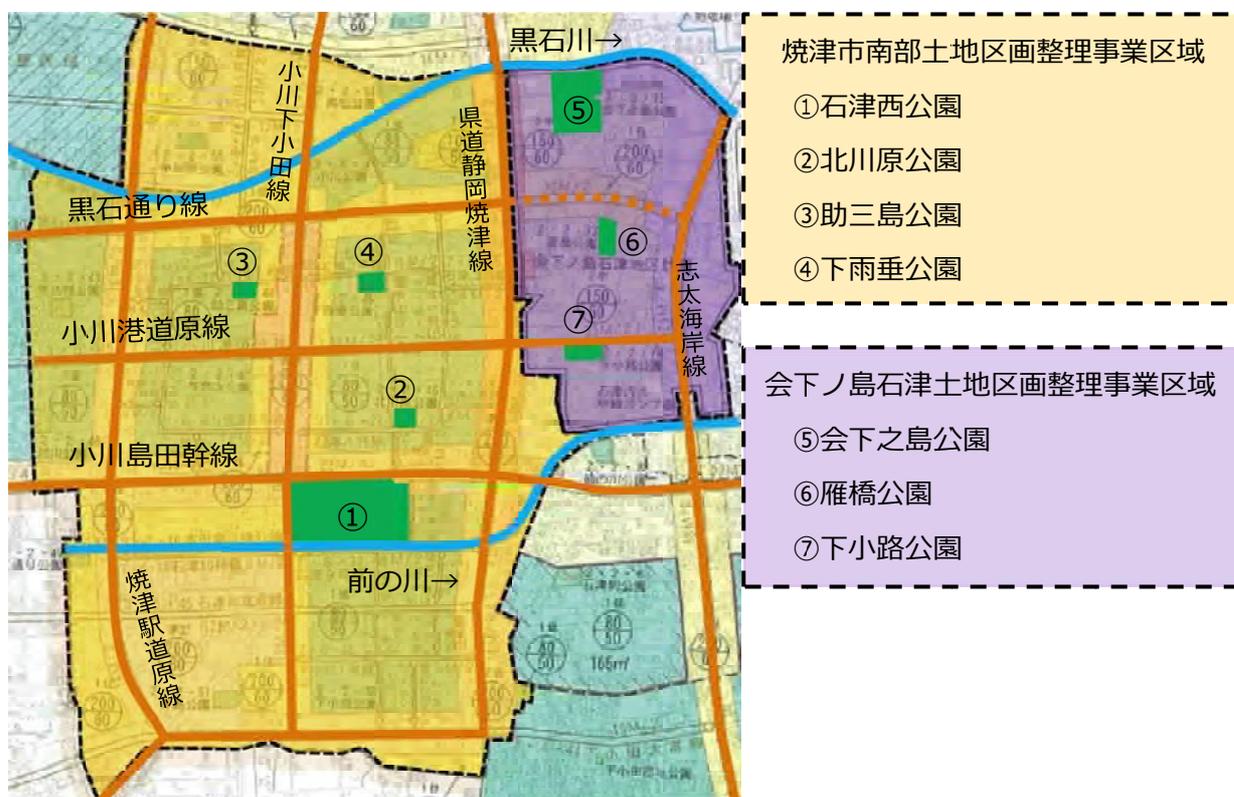
基本施策2-(1) 身近な公園の整備

施策11 宅地化が進んでいる地区の公園整備と借地公園制度活用の検討

宅地化が進んでいる地区において、都市計画公園の整備を推進しつつ、借地公園制度の活用を検討し、身近な場所で気軽に公園を利用できる環境づくりを進めます。  
都市公園の整備の詳細については、「第5章都市公園の整備と維持管理の方針」参照

【具体的な取組】

- ・ 区画整理事業による公園の整備  
焼津市南部土地区画整理事業、会下ノ島石津土地区画整理事業



- ・ JR 西焼津駅周辺などの公園不足地域への住区基幹公園の整備の検討
- ・ 借地公園制度の調査研究、市ホームページや広報での制度の周知

借地公園制度の概要

土地所有者や地域住民の理解を得ながら、遊休地など未利用地を借地公園として整備します。  
公園管理者は、用地取得を行わず、効率的に都市公園の整備が可能であり、土地所有者は、無償借地の場合は税制が優遇されるなど、管理費用が軽減されます。

## 施策 12 長寿命化計画による公園施設の計画的な更新

子どもの安全、バリアフリーなど、住民ニーズを踏まえた公園の機能を充実するため、既存公園の遊具、建築物などについて、公園施設長寿命化計画を策定し、長期的な視点に立ち計画的な補修、改築、更新を行います。

### 【具体的な取組】

- ・公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の更新



バリアフリー設計の大覚寺公園

## 施策 13 民間活力を活かした公園整備、運営の研究

都市公園の適切な管理や魅力の向上を図るため、指定管理者制度の活用、公園施設における公募設置管理制度（P-PFI）や PFI 事業の研究など、民間活力の導入を進めます。

### 【具体的な取組】

- ・指定管理者制度の活用による都市公園の適切な管理
- ・公園施設における設置管理許可制度や PFI 事業の導入の研究

### 都市公園の整備、管理運営に民間が参画する手法の比較

制度名	根拠法	事業期間	特徴
指定管理者制度	地方自治法	3-5 年程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービスの向上、コストの縮減）が主な目的。</li> <li>・一般的には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施。</li> </ul>
設置管理許可制度	都市公園法第 5 条	10 年 (更新可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度。</li> <li>・民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠となる規定。</li> </ul>
PFI 事業	PFI 法	10-30 年程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主な目的。</li> <li>・都市公園ではプールや水族館等大規模な施設での活用が進んでいる。</li> </ul>
公募設置管理制度 (P-PFI)	都市公園法第 5 条の 2~9	20 年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。</li> </ul>

(国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」)

基本施策2-(2) シンボルとなる空間の創出

施策 14

駿河湾と伊豆半島を眺望できる『潮風グリーンウォーク』の整備

★重点施策

浜山川河口から大井川港までの海岸堤防整備に合わせた『潮風グリーンウォーク』（散策路整備、盛土法面の植樹）の整備を推進し、駿河湾や伊豆半島の眺望を活用した水辺のレクリエーションネットワークの形成を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 潮風グリーンウォークの整備
- ・ 苗木育成事業
- ・ 水辺のウォーキングルートの整備  
（案内サイン、ベンチ、植栽等）



潮風グリーンウォーク整備イメージ



● 潮風グリーンウォーク整備事業

国土交通省の「粘り強い海岸堤防」の整備と合わせ、堤防陸側に盛土、植樹を行い、天端を散策路として整備します。コンクリートだけの堤防と違い、景観や自然景観に配慮することで、市民の皆様にご親しんでいただける施設となります。

また、植樹する樹木は、潮風に強い樹木とする必要があるため、海岸沿いに自生している樹木の種子を育苗施設で苗木に育て、堤防盛土の植樹に利用します。



**施策 15 緑の広場と災害時の復旧拠点となる『(仮称)大井川防災広場』の整備★重点施策**

水と緑を身近に感じられる広場として、また南海トラフ巨大地震や大規模な洪水に備え、緊急的な避難、復旧、復興の拠点となる大井川防災広場の整備を進めていきます。



(仮称)大井川防災広場 平面図【計画案】14.3ha



整備が進む防災広場



芝で緑化された調整池

**施策 16 水辺環境を活用した『保福島親水公園』の整備**

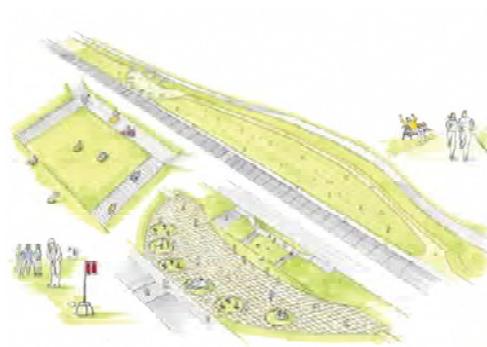
瀬戸川の水辺環境を活用した保福島親水公園の整備を推進します。

【具体的な取組】

- ・県と連携した保福島親水公園の整備推進と活用方法の検討



ワークショップの様子



イメージ図

## 施策 17 焼津市の玄関口の緑化推進

緑化の拠点である焼津駅、西焼津駅、大井川焼津藤枝スマート IC の周辺では、来訪者に緑豊かな焼津市を PR するため、拠点の特徴を踏まえつつ、高木植栽や壁面緑化などにより緑視率の向上や、草花植栽に努めます。

### 【具体的な取組】

- ・ 高木植栽や壁面緑化の推進
- ・ 花壇整備やハンギングバスケットによる草花植栽
- ・ 市民、事業者、市の協働による草花等の植栽管理の仕組みづくり

### 緑視率の向上について

緑視率とは視界に入る緑（植物）の量の割合のことをいいます。人の視野に近い画像をカメラで撮影し、その内の緑の面積の割合を計測し緑視率を算出します。

### JR 西焼津駅周辺



現況  
緑視率 16%



ハンギングバスケットなどで緑化したイメージ  
緑視率 21%

## 施策 18 季節を彩る並木による景観の創出

広域的な利用が見込まれる公園や公共施設、散策路などにおいて、桜やイチヨウなどを植樹し、都市景観の質を高め、四季の移ろいや、安らぎを感じられる緑の名所づくりを進めます。

### 【具体的な取組】

- ・ トレーニング道路のリニューアル化
- ・ 新たに桜を植樹する場所の検討
- ・ 高草山の景観整備



トレーニング道路リニューアル化

## 基本施策2-(3) 民有地と公共施設の緑化

## 施策19 住宅地の緑化の促進

緑豊かで落ち着いた住宅地の創出や、災害発生時の避難路の確保のために、住宅地の敷地内緑化、ブロック塀などの生垣化を促進します。

## 【具体的な取組】

- ・ 生垣づくり補助制度による家庭の緑化
- ・ 敷地内緑化や生垣化などに関する情報発信と意識の向上
- ・ 地区計画、建築協定、緑地協定、景観計画の活用による緑化方策の検討



生垣づくり補助制度による緑化

## 民有地の緑化を進める主な手法

制度名	根拠法	定められる主な緑のルール	効果
地区計画	都市計画法	・ 垣柵の構造、敷地内の緑化率、緑地保全のルール、公園の位置づけ	法決定なので効力が強く、決定後は市町が運用
建築協定	建築基準法	・ 垣柵の構造、敷地内の緑化率	住民同士の取り決めであり、すべて住民が運用
緑地協定	都市緑地法	・ 垣柵の構造、敷地内の緑化率、緑地保全のルール	
景観計画	景観法	・ 垣柵の構造、敷地内の緑化率、緑地保全のルール、美化清掃のルール	

## 施策20 事業場の緑の確保

「みどりを育てる条例」に基づき、一定規模以上（敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上）の工場、事務所、店舗、共同住宅、駐車場などの事業場における緑地を確保します。

## 【具体的な取組】

- ・ 条例に基づく事業場の緑地の確保
- ・ 開発許可制度や工場立地法に基づく緑地の確保

## 焼津市みどりを育てる条例

第16条 事業者（法人及び法人以外で事業を営む者をいう。）は、その事業活動等により、自然環境をそこなうことのないように努め、規則に定める基準により、当該事業場の敷地内に緑地を確保して樹木を植栽する等積極的に緑化の推進に関し、市に協力しなければならない。

- 2 敷地面積が500平方メートル以上の開発行為を行う者は、設計及び施行にあたり、あらかじめ当該区域の緑地の保全及び推進に関し、計画書を市長に提出し、協議しなければならない。



緑地が確保された事業場

## 施策 21 公共施設の緑化

庁舎や病院などの公共施設の整備にあたっては、敷地内に豊かな緑を確保し、親しみやすい公共施設の景観形成により市民の緑化意識の醸成を図ります。

### 【具体的な取組】

- ・ 新庁舎建設に伴う敷地内の緑化
- ・ 新病院建設に伴う敷地内の緑化
- ・ 豊田公民館の建替えに伴う敷地内の緑化
- ・ ターントクルこども館整備に伴う敷地内の緑化



大井川庁舎の緑地

## 施策 22 街路樹の保全

街路樹の適切な管理により、うるおいのある道路づくりと街路景観の向上を図ります。

### 【具体的な取組】

- ・ 街路樹の植栽
- ・ 環状交差点（ラウンドアバウト）整備に伴う中央島の緑化
- ・ 街路樹の定期的な剪定など適切な管理
- ・ 「緑と水辺のネットワーク」内の重点的な街路樹の管理
- ・ 街路樹の管理協定の継続
- ・ 散水の呼びかけなど、街路樹管理に関する情報発信
- ・ 大木化、老木化した街路樹の計画的な撤去、樹木の更新



(都) 焼津駅道原線



山の手環状交差点

## 基本方針3 緑と水辺で人々の交流を促進する

## 基本施策3 – (1) 地域資源を活かしたネットワークの構築

## 施策 23

## 「緑と水辺」、「緑化」拠点の情報発信やイベント開催

★重点施策

「緑と水辺の拠点」と「緑化の拠点」において、市民が水と緑に親しみを持ち、自然環境について楽しめる機会を創出するため、情報発信や各種イベントの開催を進めます。

## 【具体的な取組】

- ・拠点となっている公園や樹林地の魅力について市ホームページなどでの情報発信
- ・フィルムコミッション事業への協力
- ・民間事業者と連携した魅力的なイベントの開催
- ・地域の花壇、緑のまち絵画、グリーンカーテンなどのコンテストの実施



焼津みなとマラソン

## 施策 24

## 「緑と水辺のネットワーク」による市民及び観光客の回遊促進

★重点施策

「緑と水辺のベルト」、「緑と水辺のネットワーク」、「水辺の回廊」において、周辺環境やニーズの変化に対応した、緑地の適切な管理、イベントの開催、他の地域資源との連携などにより、市民のレクリエーションや健康増進、観光客の誘引などを促進します。

## 【具体的な取組】

- ・「緑と水辺のネットワーク」内の公園、花壇の管理
- ・高草山や河川などの自然景観をはじめ地域資源を生かした散策やサイクリングルートの情報発信
- ・大井川河川敷運動公園やマラソンコース「リバティ」を活用したイベントの開催



朝比奈川沿いの「山の手さくら」のPR



マラソンコース「リバティ」の活用

## 基本施策3-(2) 緑（桜）と水辺の回廊づくり

### 施策 25 河川散策ルート（水辺の回廊）の設定

河川沿いの湧水、桜の名所、公園などの地域資源を道路や河川管理道路などにより結び付け、緑地の連続性が確保された魅力ある都市空間づくりを推進します。

#### 【具体的な取組】

- ・河川沿いの桜並木の保全、公園の管理
- ・緑化された道路や河川遊歩道の管理
- ・河川沿いの散策ルートの設定及び案内サインの整備
- ・焼津さくらマップの作製



木屋川沿いの桜



小石川沿いの遊歩道



かんぼ桜トンネル



さくらマップ（観光協会 HP）

## 基本方針4 緑に関わる意識と人づくり

## 基本施策4-(1) 緑を知る機会の充実

## 施策26 ホームページやSNSを活用した緑に関する情報発信

市民や事業者向けの緑と水辺の保全、緑化に関する冊子などを作成するとともに、市のホームページや SNS などを活用し、市民や事業者による緑の保全や創出に関わる意識の醸成を図ります。

## 【具体的な取組】

- ・公園の樹木、街路樹への樹名板の設置
- ・市ホームページや SNS を活用した情報発信
- ・市民や事業者向けの緑化に関するパンフレット等の作成



## 施策27 みどりの祭典の開催

緑化思想の普及に努め、緑豊かなまちづくりを図るため、昭和52年から続くみどりの祭典を継続して開催し、認知度を高めます。

## 【具体的な取組】

- ・みどりの祭典の継続開催
- ・PR活動の実施
- ・他のイベントとの連携による開催内容や来場者サービスの充実



みどりの祭典 記念樹の植樹

## 基本施策4-(2) 緑を学ぶ機会の充実

### 施策28 緑に関わる学習の実施

緑化活動を市内に広げていく上で必要な緑の勉強会の開催、学校教育との連携などにより、将来の緑のまちづくりの担い手を育成します。

【具体的な取組】

- ・自然観察会の実施
- ・公園指定管理者と連携した環境学習講座の実施
- ・小中学校の総合学習での緑に関するプログラムの検討



栃山川自然生態観察公園

### 施策29 生物について学ぶ機会の創出

市民の生物への関心を高め、生物の生息空間の保全と創出につなげていくため、観察会、調査等を実施します。

【具体的な取組み】

- ・親子水生生物教室の開催
- ・河川水生生物調査の実施
- ・水生生物マップを活用した環境教育の実施



親子水生生物教室

## 基本施策4-(3) 緑と水辺を守り育てる活動の支援と育成

### 施策30 緑化活動ボランティアの育成

地域の公園や広場の美化清掃、日常的な管理など、緑化に関わるボランティア活動の様子や講習会の開催状況などの情報を発信し、市民団体やNPO法人の育成を進めます。

【具体的な取組】

- ・市ホームページでの緑化活動ボランティアのPR
- ・緑化に関する講習会の開催、技術的支援、指導者の育成
- ・リバーフレンドシップ、しずおかアダプトロードプログラムの活用



緑化活動

## 施策 31 緑化活動団体の支援

自治会や、緑化に関わる団体が行う緑地の維持管理に関して、資材支給制度の積極的な活用を促し、緑豊かなまちづくりを推進します。

### 【具体的な取組】

- ・市ホームページでの資材支給制度のPR
- ・公民館祭りでの花苗の無料配布



花の会が管理している花壇



公民館祭り

## 施策 32 ホタル等の生息環境の保全活動の支援

関係団体と協力し、ホタルなどの生息地の環境保全や、貴重な生物の育成に取り組み、市民の緑に対する関心を高め、緑の保全活動の活性化を図ります。

### 【具体的な取組】

- ・焼津ホタル研究会等の関係団体が行うホタル保護育成活動の支援
- ・市ホームページでのホタル等の鑑賞イベントのPR

**ホタルだより  
お知らせ**

栃山川自然生態観察公園(ファミリーマート南側)  
内に、5月17日(木)ゲンジホタルが  
自然発生し飛び交う姿が確認されました。  
ご家族そろって観賞にお出かけ下さい。  
(車椅子の方でも近くで観賞できます。)

◎見ごろ時間帯 19:30頃～  
6月20日ごろまで観賞できます。

6月9日(土)・10日(日)の両日  
鑑賞会を予定しております。

育成: 焼津ボランティア だんごの会  
管理: 焼津環境緑化事業共同組合



栃山川自然生態観察公園

